

岩手県告示第 70 号

岩手県統計調査条例（昭和 24 年岩手県条例第 54 号）第 2 条の規定に基づき、平成 19 年岩手県医療機能調査を次のとおり実施する。

平成 19 年 1 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 調査の目的 県内の医療機関の施設、設備、症例数等を把握することにより、医療計画の策定に必要な基礎資料を得ること。
- 2 調査事項 別に定める調査票（以下「調査票」という。）により、次に掲げる事項について調査を行う。
 - （1）開設者、医師数、従事者数、外来・入院患者数、検査実施件数等医療機関における基本的事項
 - （2）がん、脳卒中及び急性心筋梗塞の手術及び検査の実施状況等疾病別の診療状況に関する事項
 - （3）その他調査の目的を達成するために必要と認める事項
- 3 調査の範囲 県内の病院及び診療所（歯科を除く。）
- 4 調査期間 平成 19 年 1 月 31 日から同年 3 月 1 日まで
- 5 調査の方法 知事が配布する調査票に、被調査対象者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。